

平成 26 年 9 月 4 日  
生涯学習政策局長決定

「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」使用要領

1. 「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」の趣旨

子供たちのスマートフォンの利用について家族みんなで考えるなど、子供たちの情報モラルを育成する取組の普及・促進を目的とし、「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク（以下、「スローガン及びロゴマーク」という）」の活用について、協力団体を通じて幅広く推奨する。

2. 「スローガン及びロゴマーク」について

「スローガン及びロゴマーク」については、別紙1に定めるとおりとし、デザインを変更してはならない。

ただし、デザインとしての一体性を失わない範囲において、サイズ（スローガンとロゴマークの位置関係や構成比率を変更することはできない）及びデザイン内の「協力団体名等」部分は自由に変更して差し支えない。

3. 応募について

スローガン及びロゴマークの使用を希望する者は、応募書（別紙2）を文部科学省情報教育課に提出すること。

4. 使用について

文部科学省は、3による応募があり、当該使用が1の趣旨に沿うものと認める場合は、2で定めたサイズ及びデザイン内の「協力団体名等」部分の変更内容に問題がないことを確認した上で、デザインの使用を認めるものとする。

ただし、1の趣旨に沿っている場合でも、スローガン及びロゴマークを用いた商品の販売等、商業利用は除くものとし、さらに、商品販売等の商業利用を行う恐れがあると文部科学省において判断した場合はこの限りではない。

5. 使用者（団体）

使用者は以下の者とする。

- （1）国の機関
- （2）地方公共団体及びその機関等
- （3）公益法人、その他これに準ずる団体等
- （4）民間企業等

## 6. 使用対象物

使用対象物は以下のとおりとする。

- (1) 使用者が発行する冊子、パンフレット、ポスターまたはウェブサイト等への掲載
- (2) 使用者が講演、イベント等で使用する資料及び電子データ
- (3) その他、生涯学習政策局長が認めるもの

## 7. 遵守事項

- (1) スローガン及びロゴマークの使用については、使用者（団体）が一切の責任を負うこと。
- (2) 使用対象物の配布及び掲示に係る経費はすべて使用者側が負担すること。
- (3) 特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
- (4) 使用対象物の品質を文部科学省生涯学習政策局長が保証するものではないこと。
- (5) 使用対象物の作成にあたり、趣旨に反すると認められる場合には、生涯学習政策局長からの是正勧告に従うこと。
- (6) 使用対象物の内容が応募内容と著しく異なる場合、文部科学省の信用を傷つける行為を行った場合及び（5）の是正勧告に従わなかった場合には、使用を認められないのでその指示に従うこと。
- (7) その他、本要領に定めのない事項については、文部科学省生涯学習政策局担当課の指示を受けるものとする。